

平成20年6月2日

檀原市水道局指定給水装置工事業業者 各位

檀原市上水道事業管理者

職務代理者 理事 木村 萬緑

公印省略

平成20年度給水申請についての留意点 (通知)

平素より檀原市上水道事業にご理解、ご協力を賜わりましてありがとうございます。
給水装置申請にあたり留意していただきたい点を通知いたします。

1、項目

道路舗装復旧について

道路掘削占用許可申請書（市道）の記入方法及び考え方について

檀原市水道局配水管・給水管施設基準、開発行為に伴う水道施設整備に要する費用
の負担に関する要綱（以下、「開発の要綱等」とします）について

配管技能者に関する取扱いについて

工事写真・竣工図の提出について

分水栓止めについて

粉体管専用ドリル使用のお願いについて

鋳鉄管の使用猶予期間について

2、項目の要点

道路舗装復旧について

舗装復旧範囲について、基本的な考えを次のように変更します

1) 現時点での舗装復旧

- ・センターラインのない道路は、道路全幅と影響幅 50cm を舗装する。
- ・センターラインのある道路は、センターラインまでと影響幅 50cm を舗装する。

2) 変更後(別添参照)

- ・道路幅員 4m 未満の道路

影響範囲 50cm 含めすべて全幅舗装とする。

- ・道路幅員 4m 以上の道路

掘削範囲が道路幅員半分以下の場合は、半幅と影響幅を舗装する。

掘削範囲が道路幅員半分以上の場合は、全幅と影響幅を舗装する。

掘削幅に応じて立会が必要な場合は、水道局と協議してください。

道路掘削占用許可申請書(市道)の記入方法及び考え方について

- 1) 片側交互通行可能と思われる施工場所であっても、道路幅員、工事中の自動車走行幅、工事用車両及び重機の位置により、一時的に通行止めになる場合は、通行禁止書類を提出してください。

- 2) 道路幅員が狭いところでも申請敷地内に重機・ダンプ等を持ち入れることにより、片側交互通行が可能な場合は、それが確認できる安全対策図を提出してください。

安全対策図で確認ができない場合は、通行禁止書類の提出を求めます。

開発の要綱等の運用について（橿原市水道局ホームページ掲載しています）

- 1) 開発行為に関する工事が対象となります。（事前協議の段階で確認します。）

配管技能者に関する取扱いについて

ダクティル鑄鉄管を布設する場合、配管技能者の配置が必要となります。

- 1) 配管技能者においては、（社）日本水道協会への配水管技能登録者を配置してください。ただし、当面の間（平成23年度申請受付分まで）下記に該当する者を配水管技能登録者と同等と見なします。

- ・ 耐震継手管（NS形管）については、日本ダクティル鉄管協会及び、メーカー主催の特定継手接合研修会受講証の写しの提出をもって同等と見なします。
- ・ 一般継手配管（T、K形管等）については、日本ダクティル鉄管協会及び、メーカー主催の接合研修会受講証の写し、若しくは、実務経歴書の提出をもって同等と見なします。

尚、過去に講習会の受講経歴及び施工実績がある配管技能者であっても、現在までその期間が長期に及ぶ場合は、再度の講習を受講する等、適切な継手施工管理を行なえるよう努めてください。

ダクティル鑄鉄管を布設する場合は、配管技能者の配置がわかる書類を給水申請受付時に提出してください。

工事写真、竣工図の提出について

- 1) 配水管工事

- ・ 工事写真は、使用材料、着手前、竣工、工事状況（分岐箇所、弁類、消火栓、埋設深さ、配管状況、埋戻し）等、その他水道局より指示を受けた箇所を撮影して提出してください。

- ・ 竣工図は、工事竣工図作成要領に基づき作成して、提出してください。

2) 給水管

- ・ 工事写真は、配管状況（分岐箇所から直結止水栓まで、分水栓止め箇所）等、撮影して提出してください。

分水栓止めについて

- ・ 口径変更等により不要になった引込管は撤去（可能な箇所）し、確実に分水栓止めをしてください。
- ・ 分水栓止めは、コックを止めて閉栓キャップで処置をしてください。

粉体管専用ドリル使用のお願いについて

- ・ 橿原市水道局では、平成19年度より口径75mm以上の水道本管を布設する際高機能ダクタイル鉄管としてNS形内面エポキシ樹脂粉体塗装管を採用しております。

このことにより、内面エポキシ樹脂粉体塗装管より分岐する際、従来のモルタルライニング管のドリルにて粉体管を穿孔した場合、穿孔部周囲の塗装が剥がれて鉄部が腐食しますので必ず粉体管専用ドリルを使用して下さい。逆に、粉体専用のドリルでモルタルライニング管を穿孔すると、後に粉体管を穿孔する場合の切れが悪くなります。

つきましては、事前調査時若しくは給水申請時において本管の管種をご確認頂き管種に応じたドリルを使用して穿孔して頂きますようお願いいたします。

尚、本管布設時の分水栓穿孔についても、ご注意頂くようお願いいたします。

鑄鉄管の使用猶予期間について

- ・ 以前から協議されていた物件については、猶予期間としておりましたが平成20年8月1日以降の給水申請受付分から新基準に基づいておこないます。

重要

今後の指定事業者各位への通知は、橿原市水道局ホームページで行うこととし、郵送による通知は行いませんので、定期的にホームページの確認をお願いいたします。